

新 旧 対 照 表

旧（現 行）	新（改 正 案）
<p>県土マネジメント部土木工事成績評定要領</p>	<p>県土マネジメント部土木工事成績評定要領</p>
<p>（目的）</p> <p>第1条 この要領は、県土マネジメント部土木工事の工事成績の評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、もって厳正かつ的確な評定の実施を図るとともに受注者の指導育成及び適正な選定に資することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この要領は、県土マネジメント部土木工事の工事成績の評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、もって厳正かつ的確な評定の実施を図るとともに受注者の指導育成及び適正な選定に資することを目的とする。</p>
<p>（対象工事）</p> <p>第2条 評定の対象とする工事は、県土マネジメント部土木工事検査要領（平成2年4月1日付け技第5号）に基づき検査を行う工事のうち、1件の当初設計額が250万円以上の工事（鋼材等のリース代及び電気料金のみ工事、除草及び剪定工事、路面及び排水施設の清掃工事、小規模維持修繕工事等は除く。）とする。</p> <p>2 県土マネジメント部土木工事検査要領第3条第1項第1号に定める出来形検査のうち、部分引き渡しを受ける検査を除く出来形検査においては、評定を行わないものとする。</p>	<p>（対象工事）</p> <p>第2条 評定の対象とする工事は、県土マネジメント部土木工事検査要領（平成2年4月1日付け技第5号）に基づき検査を行う工事のうち、1件の当初設計額が250万円以上の工事（鋼材等のリース代及び電気料金のみ工事、除草及び剪定工事、路面及び排水施設の清掃工事、小規模維持修繕工事等は除く。）とする。</p> <p>2 県土マネジメント部土木工事検査要領第3条第1項第1号に定める出来形検査のうち、部分引き渡しを受ける検査を除く出来形検査においては、評定を行わないものとする。</p>
<p>（評定者）</p> <p>第3条 工事の成績の評定者（以下「評定者」という。）は、県土マネジメント部土木工事検査要領に定める検査員及び県土マネジメント部土木工事監督要領（平成2年4月1日付け技第5号）に定める監督員とする。</p>	<p>（評定者）</p> <p>第3条 工事の成績の評定者（以下「評定者」という。）は、県土マネジメント部土木工事検査要領に定める検査員及び県土マネジメント部土木工事監督要領（平成2年4月1日付け技第5号）に定める監督員とする。</p>
<p>（評定の内容）</p> <p>第4条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等の評価について行うものとする。</p>	<p>（評定の内容）</p> <p>第4条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等の評価について行うものとする。</p>
<p>（評定の方法）</p> <p>第5条 評定は、工事1件ごとに行うものとする。</p> <p>2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に土木工事竣工検査（成績評定）書（様式評第1号から様式評第3号）、土木工事中間検査（成績評定）書（様式評第1号から様式評第2号）又は土木工事出来形検査（成績評定）書（様式評第1号から様式評第2号）により行うものとする。</p> <p>3 評定に際しての考査基準は、工事成績採点の考査項目別運用表（別紙－1から別紙－4）、考査基準特記事項（別紙－5）及び施工プロセスのチェックリスト（別紙－6）によるものとする。</p>	<p>（評定の方法）</p> <p>第5条 評定は、工事1件ごとに行うものとする。</p> <p>2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に土木工事竣工検査（成績評定）書（様式評第1号から様式評第3号）、土木工事中間検査（成績評定）書（様式評第1号から様式評第2号）又は土木工事出来形検査（成績評定）書（様式評第1号から様式評第2号）により行うものとする。</p> <p>3 評定に際しての考査基準は、工事成績採点の考査項目別運用表（別紙－1から別紙－4）、考査基準特記事項（別紙－5）及び施工プロセスのチェックリスト（別紙－6）によるものとする。</p>

新 旧 対 照 表

旧（現 行）	新（改 正 案）
<p>（評価結果の通知）</p> <p>第6条 評価の結果は、県土マネジメント部土木工事成績評価の通知に関する規程（平成17年3月18日付け技第170号）に従い、受注者に通知するものとする。</p> <p>（評価の修正）</p> <p>第7条 評価を行った後、受注者の責に帰する^{かし}瑕疵や不具合が確認された場合は、評価の修正を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定に従い評価の修正を行ったときは、前条の規定に従い、遅滞なくその結果を受注者に再通知するものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成9年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成11年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成15年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年4月9日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年11月9日から施行する。</p>	<p>（評価結果の通知）</p> <p>第6条 評価の結果は、県土マネジメント部土木工事成績評価の通知に関する規程（平成17年3月18日付け技第170号）に従い、受注者に通知するものとする。</p> <p>（評価の修正）</p> <p>第7条 評価を行った後、受注者の責に帰する^{かし}瑕疵や不具合が確認された場合は、評価の修正を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定に従い評価の修正を行ったときは、前条の規定に従い、遅滞なくその結果を受注者に再通知するものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成9年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成11年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成15年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年4月9日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年11月9日から施行する。</p>

新 旧 対 照 表

旧（現 行）	新（改 正 案）
<p data-bbox="107 300 622 359">附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="1137 300 1653 359">附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1137 363 1675 422">附 則 この要領は、平成29年8月10日から施行する。</p>

新 旧 対 照 表

旧（現 行）					新（改 正 案）							
部長 殿 土木工事 出来形・中間・竣工 検査の結果を次のとおり報告します。					課長 殿 土木工事 出来形・中間・竣工 検査の結果を次のとおり報告します。							
平成 年 月 日					平成 年 月 日							
検査員 印					検査員 印							
土木工事 出来形・中間・竣工 検査(成績評定)書					土木工事 出来形・中間・竣工 検査(成績評定)書							
工 事 番 号	第 号	請 負 業 者	代 表 者		工 事 番 号	第 号	受 注 者	代 表 者				
工 事 名					工 事 名							
工 事 場 所		現 場 代 理 人			工 事 場 所		現 場 代 理 人					
工 期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	主任(監理)技術者			工 期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	主任(監理)技術者					
変 更 工 期	平成 年 月 日	当初請負金額	円		変 更 工 期	平成 年 月 日	当初請負金額	円				
竣 工 届 出	平成 年 月 日	最終請負金額	円		竣 工 届 出	平成 年 月 日	最終請負金額	円				
完 成 検 査 日	平成 年 月 日	手 直 検 査 日	平成 年 月 日		完 成 検 査 日	平成 年 月 日	手 直 検 査 日	平成 年 月 日				
検 査 日	平成 年 月 日	手 直 検 査 員			検 査 日	平成 年 月 日	手 直 検 査 員					
工 事 概 要 (変更)	(当初)	土木部長	次長(技術)	事 務 所		(当初)	技 術 管 理 課					
				所 長	主任検査員		総括監督員	主任監督員	課 長	総 括 検 査 員	課長補佐	
								事 務 所				
		課 長	総 括 検 査 員	土木技術CL			所 長	主任検査員	総括監督員	主任監督員		
手 直 事 項	有 ・ 無			手 直 事 項	有 ・ 無							

新 旧 対 照 表

旧（現 行）						新（改 正 案）							
<small>様式評第1号-2</small> 平成 年 月 日 所長 殿 土木工事 出来形・中間・竣工 検査の結果を次のとおり報告します。 検査員 印 土木工事 出来形・中間・竣工 検査(成績評定)書						<small>様式評第1号-2</small> 平成 年 月 日 所長 殿 土木工事 出来形・中間・竣工 検査の結果を次のとおり報告します。 検査員 印 土木工事 出来形・中間・竣工 検査(成績評定)書							
工 事 番 号		請 負 業 者	代 表 者	工 事 場 所	工 期	工 事 名		受 注 者	代 表 者	工 事 場 所	工 期		
工 事 名						現 場 代 理 人						現 場 代 理 人	
工 事 場 所						主任(監理)技術者						主任(監理)技術者	
変 更 工 期	平成 年 月 日	当初請負金額		円		変 更 工 期	平成 年 月 日	当初請負金額		円			
竣 工 届 出	平成 年 月 日	最終請負金額		円		竣 工 届 出	平成 年 月 日	最終請負金額		円			
完 成 検 査 日	平成 年 月 日	手直検査日		平成 年 月 日		完 成 検 査 日	平成 年 月 日	手直検査日		平成 年 月 日			
検 査 日	平成 年 月 日	手直検査員				検 査 日	平成 年 月 日	手直検査員					
工 事 概 要	(当初) (変更)					工 事 概 要	(当初) (変更)						
手 直 事 項	有 ・ 無	所 長	主任検査員	計画調整課長	総括監督員	主任監督員	手 直 事 項	有 ・ 無	所 長	主任検査員	計画調整課長	総括監督員	主任監督員

新 旧 対 照 表

旧（現 行）	新（改 正 案）
(以下 様式 改正無し)	(以下 様式 改正無し)